

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

授業中に立ち歩かずに座って勉強できるようにしてほしいと合理的配慮の提供の申し出があった、通常の学級に在籍している小学校3年生。当初ADHD傾向と言われていたが、巡回相談を受け、校内委員会で協議する中で、視覚面への合理的配慮を行うことで保護者同意を得て取組を進め、効果のあった事例である。

1 対象児童の障害種

注意欠陥多動性障害(ADHD)

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

小学校・通常の学級

4 学年

小3

5 対象児童の実態

WISC-Ⅲ 言語性IQ:90 動作性IQ:100 全検査IQ:94
ADHD傾向と言われている。
場面の切り替えは個人的な声かけを必要とする。
全体指導では聞けていないことが多い。
授業中は離席が多く、手遊びも多い。
漢字の習得に困難がみられる。書き順や形が理解できておらず、文字として認識できていない。黒板を写すときに、目線を黒板にとどめた状態で手元を動かして書く。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

1 母親より申し出
2 母親より、「ADHD傾向と言われている。授業中に立ち歩かずに座って勉強できるようにしてほしい。」と合理的配慮の提供の申し出があったが、具体的な配慮内容は示されることはなかった。
3 校内委員会でチェックシートをもって児童の観察を行い、また、教育委員会の巡回相談で特別支援学校の相談員より受けた助言を参考にし、対策を考えた。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑤ 施設・設備の整備

市全体で、DAISY教科書の情報、黒板の周りの掲示物の限定化や、机や椅子の脚の消音化等の教室環境整備を実施する。

基礎② 専門性のある指導体制の確保

市全体で、小中学校に研修を受けた特別支援教育コーディネーターの配置と校内委員会体制、巡回相談・教育相談の開催等、教育の質の整備を行っている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A児は、黒板の字をノートに書き写すことに非常に高い集中力を要するため、離席する等の逃避行動がみられる。座席を最前列にする等の配慮を行ってきたが、大きな改善は見られなかった。保護者からの申し出を受け、ノートの罫線の2列分を1行として利用するようにし、漢字を写すときは目線をノートに下げずに写す方法も可とした。

学習中に時間的な空白があると、離席してしまうことが見られた。手元に、ミニ手帳を携帯させ、することがなかつたり終わつたりした時には、好きな絵を描くことを可とした。

合理①-1-2 学習内容の変更・調整

漢字を分解し、九九のように言葉で表し覚えるよう学習方法を変更した。放課後の頑張りタイムにおいて、ビジョントレーニングをするようにした。

9 成果と課題

<成果>

言葉を唱えながら漢字を少しずつ覚えるようになってきたが、内容を理解しながら書くときは、手元を見ずに記入した方が良いようで自分で使い分けることができている。ミニ手帳に絵を描くことで離席がなくなった。また、絵を描きながらでも教師の話はきけているようで、授業内容への復帰も早くなっている。

巡回相談を活用した校内委員会の取組により、アセスメントを再度行った。当初言われていた、注意集中へのアプローチよりも、過度の集中を必要とする児童の持っている視覚面のつまずきに対する合理的配慮を行うことが有効であると結論づけた。保護者にも説明し、合意ができたため、取り組み、半年で一定の成果が上がっている。

<課題>

来年度4年生になると、放課後頑張りタイムの設定時間がとれない。通級による指導を行うなど、自立活動を行う別の時間設定をする必要がある。